

vi. 浅川沿川地区（景観誘導地区）景観計画

1) 地区名称

浅川沿川地区（約 304.7ha）

2) 対象区域

浅川の南浅川合流地点から下流部の区域で、河川沿いの道路中心から 50m 内に係る敷地（水辺区域）、及びその後背地で、区域内の各橋りょうから望見できる範囲（背景保全区域）を考慮した区域とします。

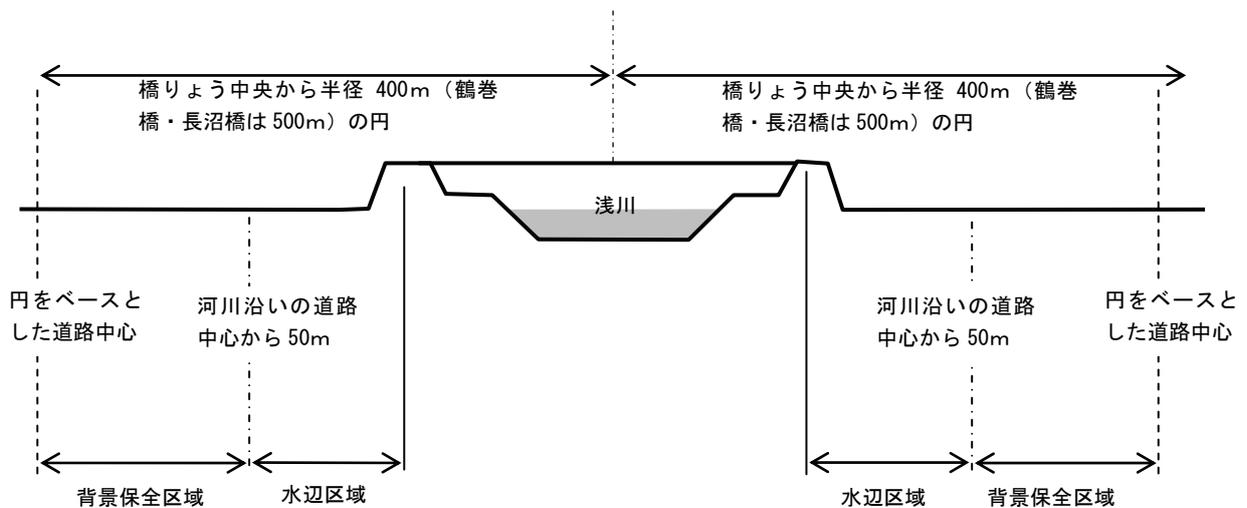
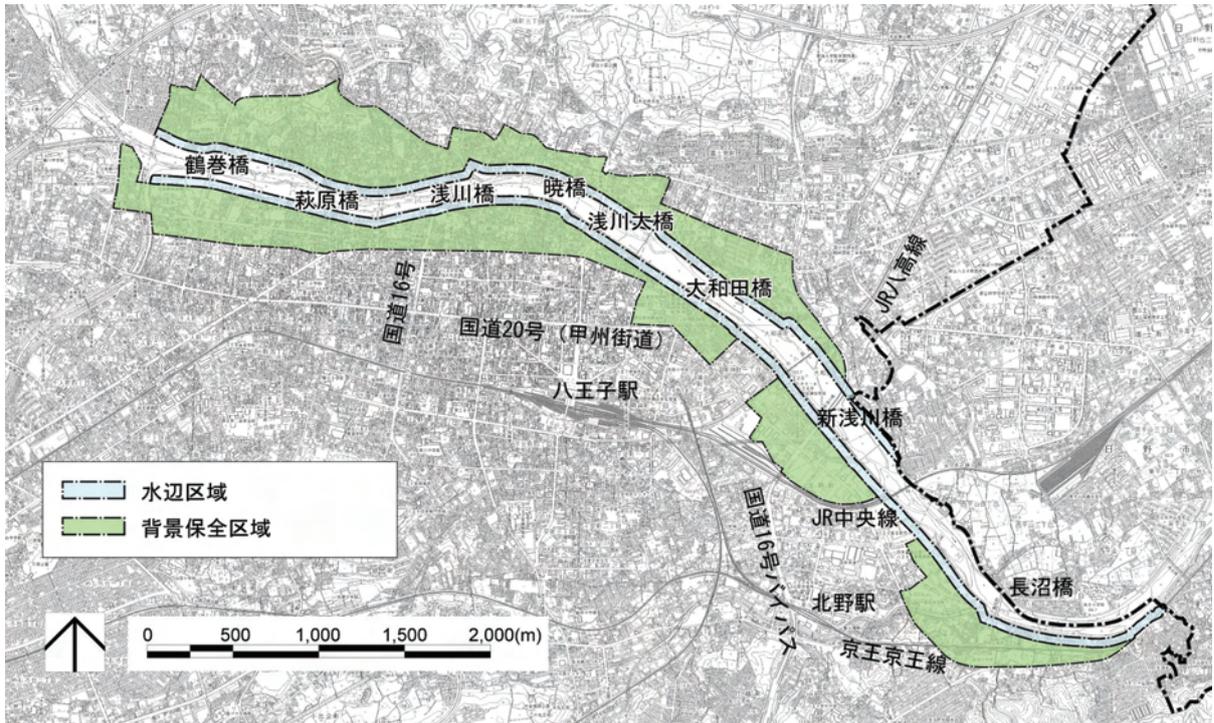


図 対象区域

3) 良好な景観形成に関する方針

①景観形成の目標

- 八王子市の中心を流れる浅川の開放感や眺望を大切にし、自然豊かなやすらぎと潤いが感じられる景観の形成を図る。

②景観形成の基本方針

- 市の中央を流れる浅川の自然豊かなやすらぎと潤いのある景観の形成を図る。
- 雄大な眺望を保全・活用した心地よさが感じられる景観の形成を図る。
- 桜並木の保全や河川沿いに植栽をすること等により、水辺と一体となった潤いが感じられる景観の形成を図る。
- 人々が水辺に親しみながら豊かな自然や眺望を楽しめるよう、沿川の緑化を図る。
- 水辺に顔を向けた建物の配置や、オープンスペースの確保等により、水辺空間と一体となったゆとりのある景観の形成を図る。
- 河川沿いやアプローチ道路等、安全で快適な歩行者空間の創出に努め、河川に親しみやすい景観の形成を図る。

③景観形成の方針（法第8条第3項）

<全域に共通する方針>

- 開放感と眺望を活かした景観を形成する
浅川の河川沿いや橋りょう、橋詰め等から、高尾・陣馬山等の山並みや丘陵地の稜線への眺めを確保する等、開放的で連続する水面の眺望を活かしたゆとりのある景観を形成する。
- 水辺と一体となった、潤いと心地よさの感じられる景観を創出する
浅川と周辺地域が一体となったまち並み形成に向けて、自然を基調とした潤いと心地よさの感じられる景観を形成する。
- 自然の彩りが映える色彩・素材を活用する
自然を基調とし、河川との一体感や親しみが感じられる色彩・素材を活用する。
- 景観資源を活かし、地域の個性を磨く
橋りょうや対岸等から望見できる巨樹は極力保全しつつ、巨樹や寺社等、地域のシンボルとして継承されている景観や歴史的・自然的に貴重な景観資源を活かした景観を形成する。

<水辺区域の方針>

- 河川にも顔を向けたまち並みを形成する
河川沿い等では、豊かな自然を体感し、親しみの感じられる景観を形成する。
- 水辺空間と一体となった潤いのある景観を形成する
現在の低中層を基調としたまち並みを維持し、水辺と一体となった潤いとゆとりの感じられる景観を形成する。
- 河川の開放感や眺望を保全・活用したゆとりのある景観を形成する
河川の連続性や広がりによって形成される奥行きのある眺望景観を保全・活用し、人々が水辺に親しみ楽しめる景観を形成する。

<背景保全区域の方針>

- 河川の眺望景観に調和した景観の形成
浅川から視認される建築物等について、まち並みとの調和に配慮しつつ、河川の雄大な眺めへの調和に配慮した景観を形成する。